

中小企業者向け設備貸与制度

設備投資の お手伝い



かっぱ 設備割賦販売

機械等設備を分割払いで
販売します。

割賦年率
1.8%~2.0%
(固定金利)

設備リース

機械等設備をリースで
お貸しします。

0.998%(10年)~
2.955%(3年)



会員向け利子補給制度利用で当初3年間年率0.8% (※)

※ 割賦3~5年返済の場合の適用金利となります。

その他、優遇金利制度もございますので、お気軽にお問合せ下さい。

信用保証料
不要

金融機関の
借入枠外

最長10年まで
対応可能
(耐用年数範囲内)



公益財団法人

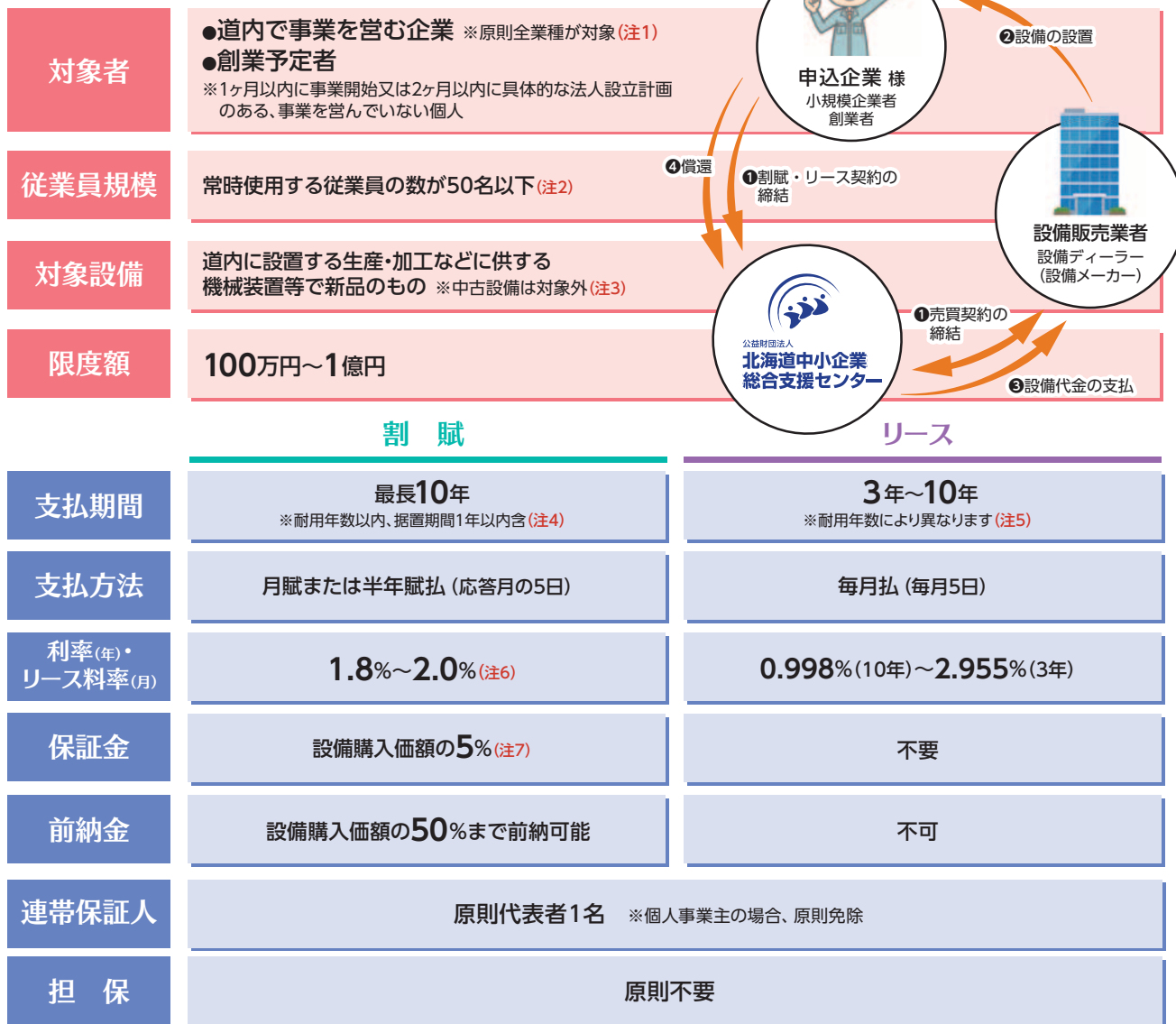
北海道中小企業総合支援センター



小規模企業者等設備貸与事業

制度の概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構法(第15条第1項第3号イ)に基づく公的な設備貸与制度です。
当センターが機械販売会社から機械装置等を購入し、
申込企業に割賦販売またはリースします。



注1：反社会的勢力への取扱はできません。NPO、協同組合、社会福祉法人、医療法人等は対象となりません。風営法規制業種など対象外となる業種があります。

注2：常時使用する従業員が21名以上(商業およびサービス業は6名以上)の場合、次の制限があります。

- ①(借入制限) 信用金庫、信用組合、日本政策金融公庫国民生活事業部等を除く金融機関からの借入金残高合計が4億2000万円以下
- ②(利益制限) 直近3年間の経常利益の平均額が3500万円以下
- ③(株主制限) 発行株式等の1/3超を大企業が単独所有していない

注3：土地、建物、電気・配管工事、車両登録諸費用(諸税含む)、単体が10万円未満のもの等は対象外となります。

注4：元金支払は、月賦は設備引渡後6ヶ月目から、半年賦は設備引渡後12ヶ月目からの開始となります。なお、初回元金支払前に一度利払日があります。

注5：設備の種類や使用形態等によっては、リースの取扱が出来ない場合があります。リース設備の所有権はリース期間満了後に移転しません。

リース設備の継続利用を希望する場合は、1ヶ月分のリース料で1年間使用できる再リースを選択できます。
車両・重機等はリースの取扱ができません。

注6：一定の条件に該当する企業については、基準金利より最大▲0.1%の引き下げ(優遇金利)が可能な場合がございます。詳しくは、当センターまでお問い合わせください。(注8)

注7：保証金は、設備価格の5%を契約時に納入していただきます。お預かりした保証金は、割賦料の最終の支払から順次充当します。

注8：優遇金利適用および利子補給の額が年間予算に達した場合は、お申し込みを締め切ることがありますので、予めご承知おきください。

センター会員向け利子補給制度(注8)

当センターの会員が本制度を利用する場合に、当初3年間、年1%相当額の利子補給をする制度です。(但し、貸与設備の価格が500万円以上を条件とします。)
会員は別途年会費の納入が必要です。詳しくは、当センターまでお問い合わせください。

割賦期間の2年延長について

商工会または商工会議所経由でお申込み頂いた場合、割賦期間を最大2年延長できます(最長10年)。

お支払例〈設備価格1,000万円(税込)の場合〉

■割賦

期間	利率 (年利)	《 月 賦 》		
		支払回数	1回の支払金額(注9)	支払総額
3年	1.8%	30回	333,000円+損料	10,322,275円
4年		42回	238,000円+損料	10,412,377円
5年		54回	185,000円+損料	10,502,089円
6年	1.9%	66回	151,000円+損料	10,623,638円
7年		78回	128,000円+損料	10,719,415円
8年		90回	111,000円+損料	10,814,678円
9年	2.0%	102回	98,000円+損料	10,957,962円
10年		114回	87,000円+損料	11,050,611円

■リース

リース期間	月額リース料率	毎月のリース料	リース料総額
3年(36回)	2.955%	295,500円	10,638,000円
4年(48回)	2.261%	226,100円	10,852,800円
5年(60回)	1.837%	183,700円	11,022,000円
6年(72回)	1.562%	156,200円	11,246,400円
7年(84回)	1.362%	136,200円	11,440,800円
8年(96回)	1.208%	120,800円	11,596,800円
9年(108回)	1.093%	109,300円	11,804,400円
10年(120回)	0.998%	99,800円	11,976,000円

注9：元金支払にかかる端数は初回で調整します。損料とは次式に示す割賦損料（利息相当額）です。

割賦損料（月 賦）＝元金残高 × 利率（年利）÷ 12 ヶ月

割賦損料（半年賦）＝元金残高 × 利率（年利）÷ 12 ヶ月 × 6ヶ月

お申込手続き等

所定の申込書に必要書類を添えて、センターまたは商工会・商工会議所経由でお申込みください。

審査を経て結果をご連絡いたします(注10)。



注10：業績や納税等の状況により、申込を受理できない場合があります。

注11：申込内容によっては、別途書類をご提出いただく場合があります。なお、ご提出頂きました書類は返却いたしませんので予めご了承ください。

注12：通常、当センターの申込受理から決定まで1～2ヶ月程度の期間をいただいております。なお、審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

注13：申請設備は、申込翌年度の6月までに設置できるものに限り、当センター職員が設置確認を行います。

注14：割賦販売設備には契約者の負担にて損害保険を付保し、当センターを質権者とする質権設定契約をして頂きます。

対象設備例

過去に利用のあった設備の例です。

土木・建築工事業

- ブルドーザ ●ホイールローダー
- ショベルローダー ●クレーン車
- コンクリートポンプ車
- クレーン付トラック
- クローラーダンプ
- ダンプトラック
- 油圧ショベル
- 建柱車 他



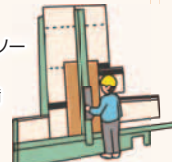
機械・金属製品製造業

- (NC)旋盤 ●(NC)フライス盤 ●丸鋸盤
- バンドソー ●ベンダー ●プレスブレーキ
- 溶接機 (ロボット)
- タレットパンチプレス
- 搬送設備
- レーザー加工機
- プラズマ加工機
- ショットブラスト
- 造形装置 ●測定装置 他



木材・木製品製造業

- リッパ ●積積機 ●おが粉製造設備
- 乾燥設備
- 丸太運搬用各種重機
- NCルーター ●パネルソー
- モルダー ●テノーナ
- プレス機 ●塗装用設備
- (木屑)ボイラー
- ブリケットマシン
- 集塵機 他



農水産品加工・食品製造業

- 冷凍・冷蔵設備 ●トンネルフリーザー
- 製氷機 ●スライサー ●搬送設備
- 殺菌装置 ●トンネルオーブン
- コンベクションオーブン
- ゆで麺機 ●自動充てん機
- 自動計量機
- 自動包装機
- 自動選別機
- X線検査装置
- 水処理設備 他



各種製造業

- 印刷機 ●製版機 ●CTP ●自動見当合せ機
- 大型カラープリンター ●自動製袋機
- レーザー加工機 ●縫製用機器
- 砕石プラント・鉱工業用設備
- 自動倉庫
- 廃油再生設備 他



運輸業・倉庫業

- 保冷車 ●トレーラーヘッド ●ダンプ
- クレーン付トラック ●ミルクローリー
- 各種特殊車両 ●観光バス ●冷凍・冷蔵設備
- フォークリフト 他



公益財団法人

北海道中小企業総合支援センター

金融支援部

金融支援G

〒060-0001

札幌市中央区北1条西2丁目2番地

経済センタービル9階

TEL. 011-232-2404 (直通)

支部名	所在地	電話番号
道南支部	〒040-0015 函館市梁川町5番10号 プライム函館EAST8階	TEL. 0138-86-6695
十勝支部	〒080-0013 帯広市西3条南9丁目23 帯広商工会議所内	TEL. 0155-67-4515
釧根支部	〒085-0847 釧路市大町1丁目1-1 釧路商工会議所内	TEL. 0154-64-5563
道北支部	〒078-8801 旭川市緑ヶ丘東1条3丁目1-6 旭川リサーチセンター内	TEL. 0166-68-2750
日胆支部	〒050-0083 室蘭市東町4丁目28-1 室蘭テクノセンター内	TEL. 0143-47-6410
オホーツク支部	〒090-0023 北見市北3条東1丁目 北見商工会議所内	TEL. 0157-31-1123